

(参考)

# 在留資格認定証明書とビザについて

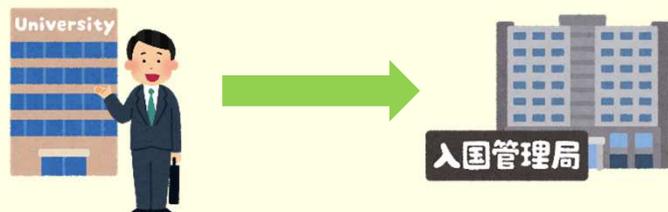
外国人は、ビザ（査証）だけでは日本に入国できません。「在留資格」の取得も必要になります。

■ビザ（査証）：外国から日本に入国するために必要（海外の領事館で発行）

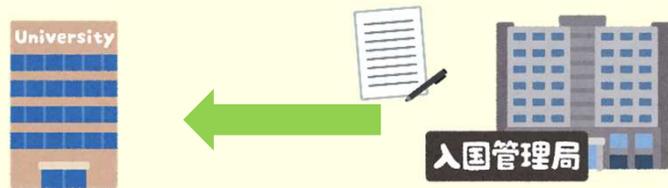
■在留資格：日本に滞在するために必要（日本の入国管理局で発行）

## ①在留資格認定証明書発行申請

大学が入国管理局に行き、代理申請する。✕



2ヶ月ほどで「在留資格認定証明書」が発行され、大学に郵送で届く。

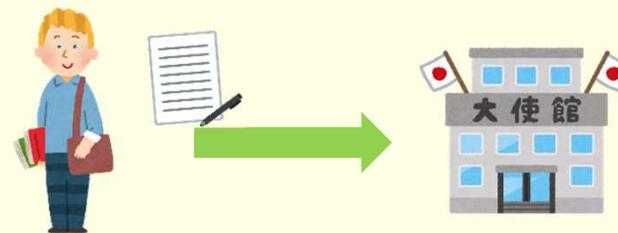


大学から招聘外国人に「在留資格認定証明書」を郵送する。



## ②ビザ（査証）発行申請

本人が滞在国の日本国大使館（領事館）に行き、「在留資格認定証明書」、パスポート、その他必要書類を持って申請する。  
(必要書類は各自で大使館（領事館）に確認してください。)



審査完了後、ビザ（査証）が発行される。  
ビザおよび在留資格認定証明書の有効期限内に、日本に入国する。空港で在留カードを受領。

※取得する在留資格によって、提出書類が異なります。  
詳細は国際支援課までお問い合わせください。

出入国在留管理庁HP：在留資格認定証明書交付申請  
<http://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-1.html>